

社会福祉法人凌雲福社会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人凌雲福社会（以下「法人」という。）の定める定款第8条の評議員の報酬及び第21条役員の報酬等について、定めたものである。

(常勤役員の報酬等)

第2条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、職員賞与の平均支給率と同率
- (3) 退職金については、民間退職共済適用

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(評議員会の出席報酬等)

第4条 評議員が評議員会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会等に出席したときは、別表1により理事会出席報酬及び評議員会出席報酬として1日分の報酬を支払うことができる。

- 2 監事が理事会以外の日において、法人監査等の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(旅費等)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために出張もしくは出席する場合は、旅費等を支給することができる。

別表 1

常勤役員等報酬	450,000円以内	月額
理事会出席報酬等	10,000円	日額
評議員会出席報酬等	15,000円	
監事監査報酬等	30,000円	

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年6月15日から施行する。